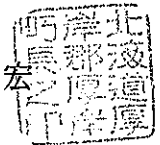


厚岸町告示第20号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定により、令和8年度の固定資産税に係る価格等を記載した、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間を次のように告示する。

令和8年4月1日

厚岸町長 三浦克宏



- 1 縦覧期間 令和8年4月1日（水）から令和8年5月25日（月）までとする。ただし、厚岸町の休日を定める条例（平成3年厚岸町条例第28号）第1条第1項に規定する日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 3 縦覧場所 厚岸町役場内 税務課窓口